

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準等の一部を改正する省令」公布への対応について

市が認可・指定する社会福祉事業等の設備及び運営に関する基準については、条例で定めることとされ、条例で規定する際に従うべき基準、参酌すべき基準を国が省令で定めています。

標記省令が公布され、下記の参酌すべき基準が加えられましたので、市の条例について国が規定するとおり参酌基準を加えるための一部改正を行う条例案を提出する予定としております。

1 一部改正の対象となる事業等（児童に係る事業等）

① 指定通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
② 児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所
③ 家庭的保育事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

2 改正内容

(1) 電磁的記録による諸記録の作成等（①～③に係る改正）

事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。

(2) 電磁的方法による利用者等への説明・同意（①に係る改正）

利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。

3 一部改正該当部分の省令施行日

令和3年7月1日（市条例についても同日施行の準備を進めています。）

4 一部改正の必要性の検討

追加をしようとする基準は参酌すべき基準であるため、地域の実情に応じて省令と異なる内容を定めることも可能とされていますが、当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから国と同様の基準を定める必要があると考えられます。

なお、令和3年第1回定例会において、介護保険課が所管する「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等について、同様の内容により国省令を参酌し一部改正を行うことについて議決を受けております。

5 一部改正による効果

今回の改正内容は書面で行うものをデータでも可能とする規定のため、引き続き書面で行うことも、データによる処理に移行することもどちらも可能となり、事業者・利用者の利便性向上を図ることができます。